

日本放送協会の業務規程に係る意見

放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第20条の4第1項の規定に基づき、日本放送協会が令和7年10月14日に届け出た「番組関連情報配信業務の実施に関する規程」（以下「業務規程」という。）の変更内容が、法第20条の4第2項第3号に適合しているかどうかについて、日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議（以下「検証会議」という。）を通じて検証した。検証会議においては、構成員から番組関連情報配信業務の実施や「公正な競争の確保」を維持するための取組に関しても多くの意見が表明されており、それらも含め、以下のとおり意見を整理した。

【業務規程の内容が法第20条の4第2項第3号に適合しているかどうかに関する意見】

- 変更後の業務規程については、一定の制約の下で策定されたものであるが、現時点ではおおむね公正競争の確保に適合していると考える。
- データに基づく検証は、モデル自体の評価も含めて非常に不可欠であり、その計画と進捗の提示を日本放送協会において主体的に行うという前提で、現時点では適合しないとは言えない。
- 変更後の業務規程は、今のところ、法の規定に適合しているのではないかと考えている。
- 今回の3ジャンルの追加については、公正競争の確保に支障が生じないことが確保されていないとは言えないと考えられる。
- 業務規程の改正について、公正な競争の確保ができると思い、賛成する。
- 放送との同一性に関し、業務規程で基本として定められている内容から例外や逸脱があることについて納得できる説明を受けていないため、公正な競争環境の確保という要件に適合しているかどうかについて判断するのは難しい。
- 日本放送協会の競争評価分科会で「必須業務において掲載期間の長いコンテンツをむやみに増やすべきではない」と述べたことを前提に、教養分野の追加に関しては、法の規定に適合しないような瑕疵や問題があるとは考えていない。
- 改正後の業務規程の内容については、法の規定にある公正競争の確保に適合していないとは言えない。

【番組関連情報配信業務の実施に関する意見】

(教養分野における今後の拡大及び新たな分野の追加について)

- 教養分野について、無制限な拡大にならぬようすることが重要。公益的、公共的な役割を担う日本放送協会が教養分野について情報発信する必要性は十分にあるところ、その効果としてメディアの多元性や経済的な競争に重要な影響が出ていないのかどうかは、しっかり考えていかないといけない。
- 教養という一般的な言葉の意義 자체は広い。今回3つのテーマに絞られており、議論がなされ、積み重ねられていくことによって、教養の指示する内容がしっかりと議論した形跡として残っていくことが重要で、今後も何となく教養に入ってしまう番組が拡大してしまわないよう、今後の運用にもつながるように積み重ねていく必要がある。
- 新たな分野の追加にあたっては、検討の過程において俎上に上がった分野があれば、その情報は公開し、今後追加されるであろう分野の予見可能性を高めていく必要があると思われる。

(公正な競争環境及びメディアの多元性について)

- 公正競争を阻害する懸念がある場合には、問題解消措置を日本放送協会が提示すること、例えば、歴史分野において、該当地域のローカルメディアと協力していくことなど、検討の余地があるかもしれない。
- 日本放送協会の取組がネット配信そのものにプラスの相乗効果をもたらすように、かつ単なる視聴者のニーズや利便性という観点だけではなく、それを超えて、放送や新聞を含めてメディア全体として協力連携関係を推進すべきであり、これまでメディアから生んできた懸念をきちんと払拭できるように、より一層の説明責任や対応が強く求められる。
- 消費者が日本放送協会と他のメディアや新聞との比較をしたり、様々な意見を確認できるようにすることがとても重要。インターネット上ではそれが容易にできるため、情報リテラシーの向上につながることが期待され、そのための取組をメディア全体で進めていただきたい。
- 取材に基づく情報を日常的かつ恒常に発信しているメディアが全国に複数存在していることが重要だ。不確かな情報が広がる中で、事実に立脚した報道の重要性は増している。新聞社や通信社、民間放送、そして日本放送協会は報道分野の重要なプレーヤーであり、それぞれの立場から切磋琢磨することで民主主義の維持発展に貢献してきた。国民や読者、視聴者の立場から見ると、全国どこにいても複数の情報源の記事に触れられることが不可欠であり、メディアの多元性が損なわれるようなことはあってはならない。

(放送との同一性・配信期間について)

- 編集判断にあたっては、何らかの基準や根拠に基づいて判断していると思われる所以、判断基準の少なくとも大まかな指標のようなものは、一貫性のある説明責任を行うという観点から明示しておく必要があると思われる。
- 番組関連情報の配信期間について、目指すべきは公正な競争の確保に支障が生じないことを確保することであって、1週間という期間にあまりとらわれすぎるべきではなく、一定程度柔軟性を認めることがあつても良いのではないかと思うが、その前提として、日本放送協会には、客観的なエビデンスに基づく公正かつ透明な競争評価をしていくことや、配信期間について一貫した対応に基づいて配信をしているという説明を丁寧に行っていくことが求められる。
- 長期的配信の重要性は理解しているが、長期的に配信したい内容があるのであれば、検討対象として最初に議題化していくことが必要ではないか。
- 放送との同一性について、基本的な考え方や基準がなければ一貫した対応ができるかどうかは判断できないので、そういったものを示すべきだ。その進捗について今後関係者にも共有いただきたい。
- 日本放送協会が業務規程の基本原則としている「放送と同一」に関して、ライブ配信などで逸脱した運用がなされていないか懸念している。配信期間も同様の問題があり、抑制的な運用からかけ離れた実態がある。自らが定めた基本的なルールに例外を作っていくことで、「理解増進情報」のようななし崩し的な拡大が繰り返されることを危惧する。
- 特に放送との同一性に関しては、実績とその検証を示してほしい。
- 放送との同一性の話は、日本放送協会の言論報道機関としての編集判断の部分が大きいと同時に、番組関連情報の配信には競争的な観点などいろいろな観点がある。「放送ガイドライン2025」の中にもう少し手がかりのようなものを記載するとともに、実例を積み重ね、新聞、放送、ネットメディアの方々と議論を重ねていくことが必要かつ有用ではないか。それが日本のメディア、ジャーナリズム全体の底上げにつながっていく部分もあると思う。

(誤受信防止措置、アカウント登録及び契約勧奨について)

- 誤受信防止措置については、利用者の契約開始の意思表示の明確性が十分に確保されているのか、案内や勧奨の運用方針が十分なのかは、今後苦情や問合せの対応などの様々な状況も踏まえて、問題がありそうであれば見直していただきたい。

- アカウント登録がスムーズにできるようにすることと同時に受信契約が必要であること、なぜ必要であるかということも改めて説明を充実してほしい。質問や苦情相談の窓口をさらにわかりやすく設置してほしい。
- サービス利用の開始ボタンを押せばNHK ONEが利用できる状態にあり、受信契約の登録、連携を行わなくても利用できるため、「フリーライド防止」の観点から問題がある。利用者が理解しないまま受信料の支払い義務が発生するという状態にもあり、利用開始ボタンを押すとすぐにサービスアカウント登録につながり、氏名や連絡先などの入力を求めるような手順が必要だ。

【「公正な競争の確保」を維持するための取組に関する意見】

(日本放送協会が行う調査・分析について)

- アンケート調査や日本放送協会が委託したKPI分析調査だけでは多元性への影響を評価することは難しいため、競合事業者自らがその定量的な影響を検証できるような調査設計を求めたい。KPI分析調査については、ウェブだけでの分析では不十分で、アプリも含めるべき。
- 民放や新聞社など競合する事業者にも信頼され、検証可能なものとなるよう、競争評価のプロセスの客観性や透明性を高めていくことが求められている。具体的には、今後はWebだけでなくアプリも対象にした分析が求められる。
- 競争評価を行うにあたっては、ファクトデータとしてNHKプラスやNHK ONEの登録者数の都道府県別内訳を把握し、定期的に確認を行っていく必要がある。新サービスの導入がローカルの民放や地方新聞の売上の減少につながっているのか否かについて、そういった都道府県別の登録者数のデータと突き合わせながら、経済的な影響度合いを都道府県別に検証することも有益。
- 費用に関する説明の可能性、地域ごとの差異などもデータを踏まえてしっかり議論ができるようにするために、データの整備は非常に重要。今後さらにデータを踏まえてしっかり議論ができるようにしていただきたい。
- 日本放送協会が提出した資料において「独禁法的市場評価」とされているが、日本放送協会が委託した業者による日本放送協会の考え方につぎない。それでは検証結果のレジティマシーが担保できないのではないか。

(今後の競争評価・検証の進め方について)

- 番組関連情報のなし崩し的拡大とならないよう、日本放送協会のネット配信の実施状況とその進捗を今後検証していく必要性がある。次回以降、

- パブリックコメントを実施し、視聴者や有識者から幅広く意見を聞く機会を設けることを検討いただきたい。
- なし崩し的拡大への懸念について、関係各所との議論や周知など平時から実施できる対応を行っていただきながら、検証会議でも検証を重ねることで、適切な運用につなげていくということが大事ではないか。
 - 日本放送協会のリソースをメディアの社会基盤として活用していくことができるか、様々な放送を通じてでも様々な相乗効果を生じさせることができるとても、データとして検証でき、他のメディアも納得できるようであれば、公正競争、多元性の確保、メディア自体の存続可能性といった観点について、評価していくこともある。

以上のとおり、法第20条の4第1項の規定に基づき、日本放送協会が令和7年10月14日に届け出た業務規程の変更内容について、検証会議では学識経験者及び利害関係者である構成員から多くの意見が述べられたが、法第20条の4第2項第3号に適合していないとする意見は見られなかった。

ただし、検証会議においては、構成員から番組関連情報配信業務の実施に関する意見や「公正な競争の確保」を維持するための取組に関する意見が表明された。日本放送協会が番組関連情報配信業務を実施するにあたっては、これらの検証会議における構成員からの意見も踏まえて、メディアの多元性の確保を含む「公正な競争の確保」に向けて取り組んでいただきたい。

以上

※ 参考資料

- ・ 検証会議第5回から第6回までにおいて、日本放送協会から提出された資料
- ・ 検証会議第5回及び第6回の議事要旨